独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施要領

平成 27年 4月 日 機構規程()第 号

## 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 技術検討ワーキンググループ(第2条)
- 第3章 試験車両等の選定・調達(第3条~第5条)
- 第4章 アセスメント試験の実施(第6条~第8条)
- 第5章 試験結果の評価(第9条~第10条)
- 第6章 評価結果の公表(第11条~第12条)
- 第7章 雜則(第13条)
- 第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)調査研究及びその成果の普及に 関する業務実施規程(平成15年機構規程第18号)第6条の規定に基づき、自動車等アセスメント情報提供事 業(自動車等の安全性能に関する評価等の業務をいう。以下「アセスメント事業」という。)の業務の実施に関 し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 技術検討ワーキンググループ

(技術検討ワーキンググループの設置)

- 第2条 機構は、自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程(平成11年運輸省告示第440号)第4条に基づき、国が開催する自動車アセスメント評価検討会(以下「評価検討会」という。)で定められた技術検討ワーキ ンググループを設置する。
- 2 技術検討ワーキンググループにおいては、自動車アセスメント試験及びチャイルドシートアセスメント試験 (以下「アセスメント試験」という。)に関する試験方法、評価方法等について、専門的内容について審議し、 評価検討会に報告する。

## 第3章 試験車両等の選定・調達

(選定のための調査等)

- 第3条 機構は、自動車等安全性能評価実施要領(平成27年国土交通省告示第〇〇号。)及び評価検討会で定める 「自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について」もしくは「チャイルドシートアセスメント試験対象機 種の選定方法について」に基づき選定される自動車アセスメント試験に供する車両(以下「試験車両」という。) 及びチャイルドシートアセスメント試験に供する機種(以下「試験機種」という。)に関する販売実績について 調査を行う。
- 2 機構は、評価検討会で定める「自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について」もしくは「チャイルド シートアセスメント試験対象機種の選定方法について」に基づく自動車製作者、輸入事業者及び装置製作者(生 産委託先を含む。)(以下「自動車製作者等」という。)の申し出について、評価検討会で定める手続きに基づき 処理する。

(試験車両等の調達)

第4条 機構は、市場において、試験車両等を特定し、使用目的及び身分を伏して調達する。また試験に必要とな る試験車両の部品についても調達する。

(変造防止措置)

第5条 機構は、調達する試験車両について変造を防止するための措置を行う。

第4章 アセスメント試験の実施

(試験方法に基づく試験実施等)

- 第6条 機構は、選定された試験車両等について、実施要領に規定されたアセスメント試験を評価検討会で定めた 試験方法に基づき実施する。
- 2 アセスメント試験の実施に際して、機構は、評価検討会で定める手続きに基づき、自動車製作者等の試験立会 いを認めるものとする。

(試験結果に対する異議申し立て)

第7条 機構は、試験車両等のアセスメント試験の結果に対する当該試験車両等に係る自動車製作者等からの異議 申し立てについて、評価検討会で定める手続きに基づき処理をする。

(再試験の実施)

第8条 機構は、アセスメント試験について、再試験の必要があると判断した場合、再試験を実施する。

## 第5章 試験結果の評価

(評価方法)

第9条 機構は、アセスメント試験の結果について、評価検討会で定める評価方法に基づき、評価する。

(評価結果の審議)

第10条 評価結果は、該当する技術検討ワーキンググループにおいて審議を行う。

第6章 評価結果の公表

(評価結果の公表方法)

- 第11条 機構は、評価結果について、次に該当する方法により公表する。
- (1) 機構のホームページ等のインターネット
- (2) パンフレット等の冊子
- (3) 表彰式等のイベント

(表彰等の実施)

第12条 機構は、評価結果の公表に合わせて、評価結果が優秀であった車種について、評価検討会で定める手続きに基づき表彰等を行う。

第8章 雑則

(細部取扱い)

第13条 アセスメント事業の業務の実施に関し必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定め る細部取扱いによるものとする。 附 則

この実施要領は、平成27年4月1日から適用する。